

保護者各位

狛江市子ども家庭部
 児童育成課長 片岡 晋一

令和3年3月の保育料及び給食費の減額方法について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。緊急事態宣言が令和3年3月7日（日）に終了予定となっておりますので、3月の保育料及び給食費の減額方法について、下記のとおりご案内をいたします。なお、緊急事態宣言の延長によって、下記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願ひいたします。

記

1. 保育料（0～2歳児クラス）の減額について

緊急事態宣言期間中（3月1日から7日までの予定）のみ、3月分の保育料は減額を行います。

●日割り対応に伴う変更後の保育料は、国の考え方にに基づき、以下のとおり計算を行います。

$$\text{【変更後の保育料} = \text{ご自身の保育料} \times (20 \text{ 日} (\text{※1}) + \text{期間中に実際に登園された日数} (\text{※2})) \div 25 \text{ 日} (\text{※3}) \text{ (10 円未満切捨て)} \text{】}$$

※1 緊急事態宣言期間を除く3月8日から31日までの土曜日を含む開園日数。

※2 対象期間中の登園しなかった日については、理由は問いません。普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。計算結果が保育料以上の金額となる場合、減額は行いません。

※3 今回の日割り対応における保育料算定では、国の考え方にに基づき、月によらず「25」で計算します。

●注意事項

- ・期間終了後に2月及び3月期間中の登園されなかった日数を確認し、それぞれの変更後の保育料を確定します。減額後の3月分保育料に、2月の保育料減額額を充当し、その差額を3月末にお引き落としいたします。

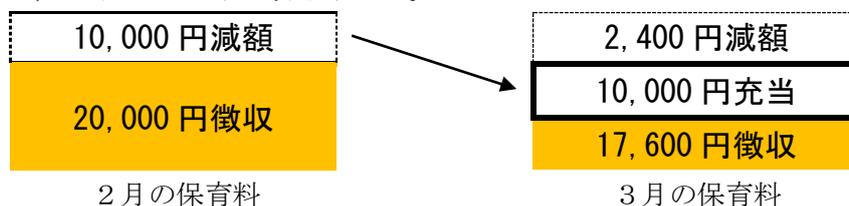
<減額例> 保育料月額30,000円、3月の期間中に登園された日数3日の場合

30,000円×23日÷25日＝変更後の3月保育料27,600円

2月保育料の減額額10,000円の場合

変更後の3月保育料27,600円－2月の保育料減額額10,000円＝17,600円

17,600円を3月末に引き落とし。



→裏面へ

2. 給食費（3～5歳児クラス）の減額について

緊急事態宣言期間中（3月1日から7日までの予定）のみ、3月分の給食費は減額を行います。

- 減額方法：一部期間のみを減額対象期間とするため、保育料と同様の日割り計算方法により減額を実施します。

**【変更後の給食費＝4,500×(20日(※1)＋期間中に給食を提供された日数(※2))÷25日(※3)
(10円未満切捨て)】**

※1 緊急事態宣言期間を除く3月8日から31日までの土曜日を含む開園日数。

※2 3月1日から7日までの給食を提供された日数

※3 今回の日割り対応における給食費算定では、国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

●注意事項

- ・期間終了後に2月及び3月期間中の給食が提供された日数を確認し、それぞれの変更後の給食費を確定します。減額後の3月分給食費に、2月の給食費減額額を充当し、その差額を3月末にお引き落としいたします。

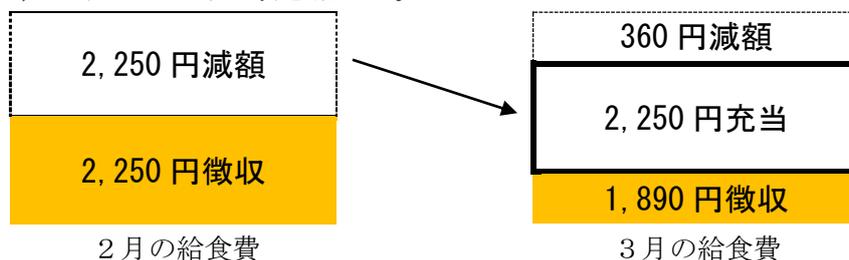
<減額例> 3月の期間中に給食を提供された日数3日の場合

4,500円×23日÷25日＝変更後の3月給食費4,140円

2月給食費の減額額2,250円の場合

変更後の3月給食費4,140円－2月の減額額2,250円＝1,890円

1,890円を3月末に引き落とし。



問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2398